

地域企業事業継続支援金

まん延防止等重点措置に伴う飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を受け、厳しい経営状況にある事業者のうち、国の月次支援金の支給対象とならない事業者に対し、事業継続支援金を支給します。

- 【対 象】 2021年8月の売上高が、前年又は前々年同月比で30%以上50%未満減少した
中小法人・個人事業者等
※感染拡大防止営業時間短縮協力金【第4弾】（飲食店・大規模施設等）の
支給対象となる事業者を除く
- 【支 給 額】 2019年又は2020年の8月の売上高 — 2021年8月の売上高
支給限度額：中小法人等 20万円
個人事業者等 10万円
- 【受付期間】 9月1日(水)～11月30日(火)
- 【申請方法】 郵送又はインターネット

詳細は、県ホームページ等により公表します。